

請求の範囲

- [請求項1] 勤怠管理上、勤務先に拘束されない時間を挟んで、1日の内に2回以上出勤することがある労働者が、出勤する度に、出勤時刻を記録するよう、コンピュータを操作すると、あるいは、コンピュータが前記労働者の出勤を検知すると、該コンピュータが、社員ID、日付、出勤時刻、退勤時刻を含む情報を、ひと組として記録する第1のデータレコードを、データベース上に生成し、生成した該第1のデータレコードに、出勤時刻を記録するステップと、
- 前記労働者が、退勤時刻を記録するよう、コンピュータを操作すると、あるいは、コンピュータが前記労働者の退勤を検知すると、該コンピュータが、社員IDと、日付とに基づいて、前記データベースを検索し、直近の出勤時刻が記録された第1のデータレコードを抽出するステップと、
- 抽出された該第1のデータレコードに、退勤時刻を記録するステップと、を有する、勤怠管理方法。
- [請求項2] 副業に従事する時間を挟んで、1日の内に2回以上本業に出勤することがある労働者が、本業に出勤する度に、出勤時刻を記録するよう、コンピュータを操作すると、あるいは、コンピュータが前記労働者の出勤を検知すると、該コンピュータが、社員ID、日付、出勤時刻、退勤時刻を含む情報を、ひと組として記録する第1のデータレコードを、データベース上に生成し、生成した該第1のデータレコードに、出勤時刻を記録するステップと、
- 前記労働者が、本業の退勤時刻を記録するよう、コンピュータを操作すると、あるいは、コンピュータが前記労働者の退勤を検知すると、該コンピュータが、社員IDと、日付とに基づいて、前記データベースを検索し、直近の出勤時刻が記録された第1のデータレコードを抽出するステップと、
- 抽出された該第1のデータレコードに、退勤時刻を記録するステッ

プと、を有する、勤怠管理方法。

[請求項3]

1日の内、任意の時刻に2回以上出勤することがある労働者が、出勤する度に、出勤時刻を記録するよう、コンピュータを操作すると、あるいは、コンピュータが前記労働者の出勤を検知すると、該コンピュータが、社員ID、日付、出勤時刻、退勤時刻を含む情報を、ひと組として記録する第1のデータレコードを、データベース上に生成し、生成した該第1のデータレコードに、出勤時刻を記録するステップと、

前記労働者が、退勤時刻を記録するよう、コンピュータを操作すると、あるいは、コンピュータが前記労働者の退勤を検知すると、該コンピュータが、社員IDと、日付とに基づいて、前記データベースを検索し、直近の出勤時刻が記録された第1のデータレコードを抽出するステップと、

抽出された該第1のデータレコードに、退勤時刻を記録するステップと、を有する、勤怠管理方法。

[請求項4]

前記出勤時刻、退勤時刻に基づいて、前記コンピュータが、毎回の出勤時刻から退勤時刻までの時間を、それぞれ勤務時間として算出し、各勤務時間を集計して、前記労働者の、1日の総工数を算出するステップと、

前記総工数に基づいて、前記労働者の勤務状況を、日次、週次、月次、年次のいずれかで集計し、ディスプレイに、確認可能に表示するステップと、を有することを特徴とする、

請求項1乃至3のいずれか1項に記載した、勤怠管理方法。

[請求項5]

前記出勤時刻、退勤時刻に基づいて、前記コンピュータが、毎回の出勤時刻から退勤時刻までの時間を、それぞれ勤務時間として算出し、各勤務時間を集計して、前記労働者の、1日の総工数を算出するステップと、

前記労働者が、任意の日を選択して、その日に作業した案件と、前

記案件に掛けた工数を登録するよう前記コンピュータを操作すると、
該コンピュータが、社員ＩＤ、日付、案件ＩＤ、及び、工数のエレメントを含む第２のデータレコードを、データベース上に生成するステップと、

生成した該第２のデータレコードに、前記労働者が選択した日の、前記総工数に基づいて、前記案件の案件ＩＤと、前記労働者が登録した工数とを記録するステップと、

を有することを特徴とする、

請求項１乃至３のいずれか１項に記載した、勤怠管理方法。

[請求項６] 任意の案件について、工数を集計するときに、前記コンピュータが、案件ＩＤ、及び、日付に基づいて、前記データベースを検索し、抽出された前記第２のデータレコードに記録された工数を、日次、週次、月次、年次のいずれかで集計し、ディスプレイに、確認可能に表示するステップと、を有することを特徴とする、

請求項５に記載した、勤怠管理方法。

[請求項７] 前記確認可能に表示するステップは、ディスプレイに、グラフ形式で表示するステップを含むことを特徴とする、

請求項４、又は６に記載した、勤怠管理方法。

[請求項８] 請求項１乃至７の、いずれか１項に記載の勤怠管理方法を、コンピュータに実行させるための、勤怠管理プログラム。

[請求項９] 請求項１乃至７の、いずれか１項に記載の勤怠管理方法を実行するコンピュータを備えた勤怠管理システム。